

## SDGs 普及促進イベント企画・運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

SDGs 普及促進イベント企画・運營業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名  
SDGs 普及促進イベント企画・運營業務
- (2) 業務の内容  
別紙1「SDGs 普及促進イベント企画・運營業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和7(2025)年3月20日(木)まで
- (4) 委託料上限額  
1,887,600円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 担当所属及び問い合わせ先  
〒320-8501  
栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁舎本館9階北側)  
栃木県総合政策部総合政策課 政策企画・地方創生担当  
電話:028-623-2206  
E-mail:sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 令和6(2024)年5月28日(火)から同年6月21日(金)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。

### 3 プロポーザル実施の手続き

#### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6(2024)年5月28日(火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6(2024)年6月4日(火)
ウ 質問に対する回答	令和6(2024)年6月6日(木)
エ 参加表明書の提出期限	令和6(2024)年6月11日(火)
カ 参加資格確認結果の通知	令和6(2024)年6月13日(木)
キ 企画提案書の提出期限	令和6(2024)年6月21日(金)
ク プロポーザル審査(書面)	令和6(2024)年6月下旬
ケ 選定結果の通知・公表	令和6(2024)年6月下旬

#### (2) 質疑・回答

本実施要領等に関して質問事項がある場合は、簡易なものを除き、「SDGs 普及促進イベント企画・運営業務委託に関する質問書」(様式第1号)を作成し、次のとおり提出すること。

- ア 受付期間 令和6(2024)年5月28日(火)から  
令和6(2024)年6月4日(火)午後5時まで(必着)
- イ 提出先 1(5)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)
- エ 回答期日 令和6(2024)年6月6日(木)
- オ 回答方法 電子メールにより、質問者に対して回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページで公表する。

#### (3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、提出すること。

- ア 提出書類
- ・参加表明書(様式第2号)
  - ・参加資格確認書(様式第3号)
  - ・参加者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)
- イ 提出期限 令和6(2024)年6月11日(火)午後5時(必着)
- ウ 提出先 1(5)に同じ。
- エ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)
- オ 参加辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6(2024)年6月21日(金)午後5時までに辞退届(様式任意)を1(5)の提出先に電子メールで提出すること。

#### (4) 参加資格確認結果の通知

3(3)により提出された参加表明書等により参加資格の確認を行い、その結果を全ての参加表明書提出者に対し、令和6(2024)年6月13日(木)までに、電子メールにより通知する。

(5) 企画提案書の提出

3 (4)により企画提案書の提出を認められた者は、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書を作成し、応募申請書（様式第4号）に添えて提出すること。

ア 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

※ 本業務の効果を向上させる独自の企画がある場合は提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

イ 提出期限 令和6(2024)年6月21日(金)午後5時(必着)

ウ 提出先 1(5)に同じ。

エ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)

提出物は全てpdfファイルに変換して提出すること。

オ その他

(ア) 企画提案書等は1者1提案とする。

(イ) 審査の公正を期すため、企画提案書に参加者名やロゴマーク等、参加者が類推されるようなものは一切記入しないこと。

(ウ) 提出期限後は、企画提案書等の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

(エ) 企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

(オ) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

(カ) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

(キ) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プレゼンテーションに要する経費はすべて参加者の負担とする。

(ク) 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

(ケ) 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

(コ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(カ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

#### 4 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2「SDGs普及促進イベント企画・運營業務委託評価基準」のとおり

(2) 審査方法及び契約候補者の選定方法

審査は書面により実施する。企画提案書等について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し、評価及び契約候補者の選定を行う。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が1(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 審査に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 5 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等について、栃木県ホームページに公表する。

## 6 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、業務完了後の精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。